

## 2-3-7 歩道の切下げ幅等の基準について

### 道路法第24条の規程に基づく歩道の切下げ幅等の基準について

平成12年3月9日付  
道第467号土木部長通知

このことについて、別添のとおり取り扱うこととしたので、その運用にあたっては注意してください。

(別添)

### 道路法24条の規定に基づく歩道の切下げ幅等の基準について

鳥取県土木部道路課

#### 1 車両出入口取付けの承認基準

- (1) 乗入幅は乗入規格表（別表）のとおりとする。
- (2) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について1ヵ所とし、出入口を分離する必要がある施設等特別の事情（大規模駐車場、ガソリンスタンドなど）がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、2ヵ所まで承認できる。
- (3) 次に掲げる場所以外であること。
  - a 横断歩道の中及び前後5m以内の部分
  - b トンネルの前後各50m以内の部分
  - c バス停留所の中、ただし停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分
  - d 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
  - e 総幅員7m以上の交差点の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたり部分を除く。  
総幅員7m未満の交差点については、その交差点と隣接する場合、交差点との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
  - f バス停車帯の部分
  - g 橋の部分
  - h 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
  - i 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

(4) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。

(5) 官民境界沿いに側溝がある場合には、側溝蓋を設置させること。なお、側溝蓋、側溝の擁壁は、大型車両が通行する場合それに耐えうるものとする。

(6) 乗入口以外の場所から自動車が出入りする恐れのある場合は、駒止を設置する等の措置をとらせること。

\* 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、(3)b から d、f は適用しないことができるものとする。

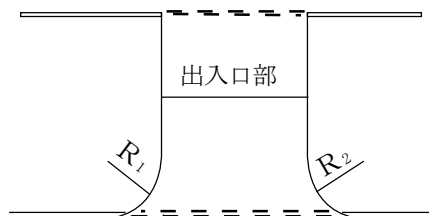
(7) 切下げ後の舗装構成は、車道部分の舗装構成を基本とすること。

## 2. 取付け部の構造

(1) 取付けすみ切りは次のとおりとする。

① 車道に対して  $90^\circ$  に交差するとき

$$R_1 = R_2 = 1.0\text{m}$$

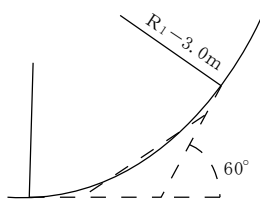


② 車道に対して  $60^\circ$  以上  $90^\circ$  以下で交差するとき

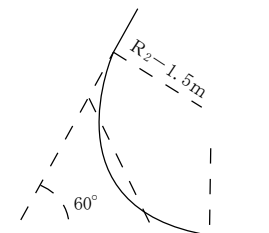
$$R_1 > R_2$$

$R = 1.0 \sim 3.0$  の範囲で決定

鈍角部



鋭角部

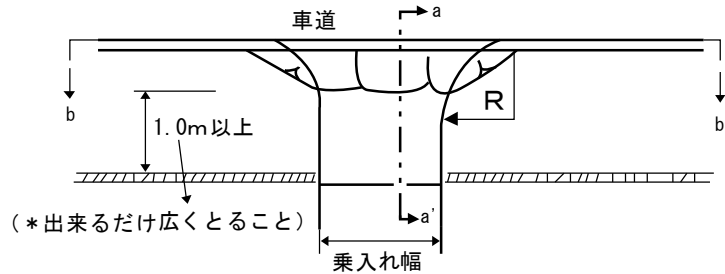


(2) 歩道の切下げ形態は次のとおりとする。

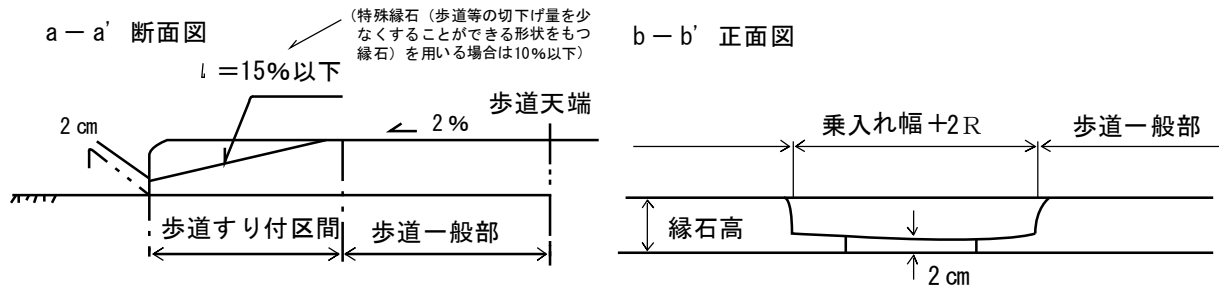
A. 車道に対して  $90^\circ$  に交差するとき

① 歩道幅員が約 2.5m 以上の場合

平面図



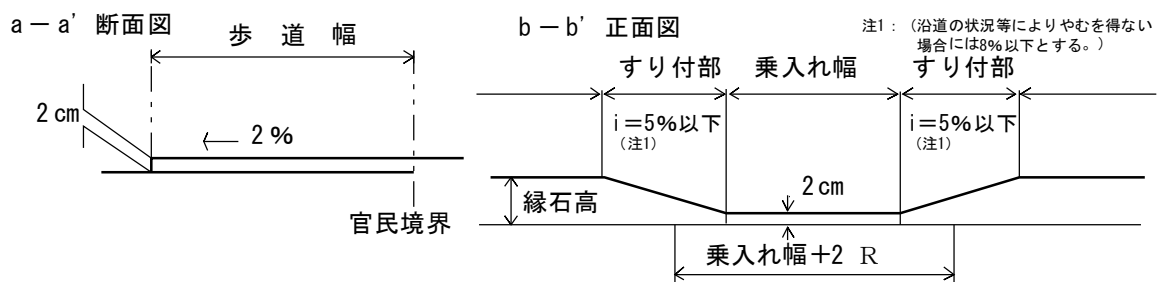
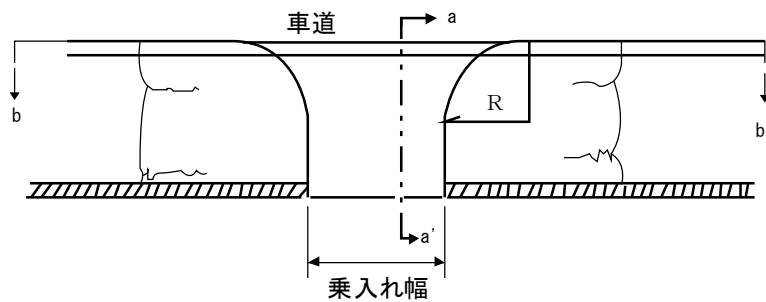
注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等を省略することができる。



( \*出来るだけ広くとること )

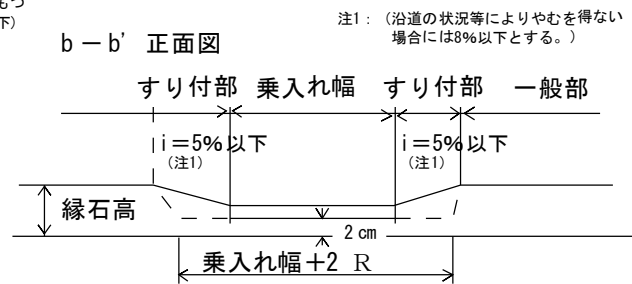
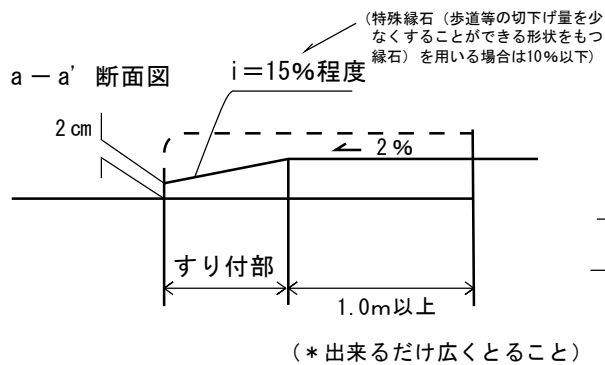
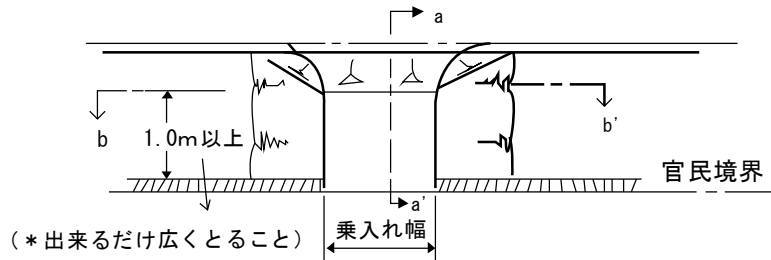
② 歩道幅員が約 2.5m 未満で民地が低い場合

平面図



③ 歩道幅員が約 2.5m未満での場合

平面図



B. 車道に対して  $60^\circ$  以上  $90^\circ$  以下で交差する場合も、以下の①②③の断面図、正面図と同様とする。

3. 出入口相互の間隔

- (1) 出入口相互の間隔は、10m以上を原則とする。
- (2) 出入口相互の間隔が 10m未満となる場合は、出入口間凹凸が著しくなるので、歩道の出入口間も切り下げる。ただし、出入口間の標準部は、車歩道境界ブロック等を設置し出入口を明確にするものとする。

A. 車道に対して  $90^\circ$  に交差するとき

(別表第1)

## 乗入規格表

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

(単位：m)

型式	車種	幅
I式	乗用、小型貨物自動車	4.0以下
II式	普通貨物自動車等(6.5t以下)	8.0以下
III式	大型及び中型貨物自動車等(6.5tを越えるもの)	10.0以下

- 注) (1) 出入りする車種の最大のものを適用するものとする。  
(2) 車種はいずれも単車の場合であり、トレーラーまたは特殊な車両が出入りする他所は別途考慮することができるものとする。  
(3) ガソリンスタンド等他の法令により定められているものについては、必要とする取付け幅を取るものとする。  
(4) 取付け角度は90°を原則とする。ただし、現地の状況によりこれによりがたい場合は60°まで斜め取付けを承認することができる。  
(5) 乗入幅の数値は、乗入方向に垂直方向の長さとする。  
(6) 申請者の都合により乗入幅は上記の値より縮小することができる。  
(7) 上表の出入口幅員では不十分であると認められる場合は、必要な幅員まで拡幅できるものとする。

(別表第2)

## 舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

(単位：cm)

型式	車種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装		
		コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	路盤
I式	乗用、小型貨物自動車	15	10	5		25
II式	普通貨物自動車等	20	20	5	5	25
III式	大型及び中型貨物自動車等	25	25	5	10	30

- 注) (1) 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用すること。  
(2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要領によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度)  $\sigma_{28}=210\text{kgf/cm}^2$  以上とする。  
(3) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要領によるものとする。  
(4) 路床土は良質土を用いるものとする。  
(5) 路盤材料は粒調碎石又はクラッシャーランを用いるものとする。  
(6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても舗装厚は、減じないものとする。  
(7) 上表は申請者自らが施工する場合であり道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。